

目 次

理事長あいさつ	1
共済年金の改定について	2
退隠料・互助年金の改定について	4
雇用保険との併給調整について	4
障害基礎年金と退職共済年金等との併給について	5
加給年金額について	6
介護保険料特別徴収の対象範囲の拡大について	7
再就職による年金の支給停止について	8
〈年金豆知識〉 必要な届出は忘れずに	10
被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について	11
個人情報の保護について	12
〈近況〉度・度（たびたび）の旅	
元此花区役所 塩見 好世子	13
〈文芸欄〉 - 俳句・川柳 -	14
年金カレンダー（共済年金）	15
年金カレンダー（退隠料・互助年金）	16
保養施設利用一覧 大阪市健康保険組合	17

表 紙

大阪南港野鳥園

大阪南港野鳥園のある大阪南港一帯は、古くは住吉浦と呼ばれ多くの
人たちに親しまれていました。同時に豊かな自然に恵まれ、日本でも指
折りの渡り鳥の楽園としても良く知られていた所です。

日本における渡り鳥の重要な生息地であった大阪港も埋め立てが進
み、シギやチドリをはじめ、ガンカモ類が渡来する場所が失われてい
くなか、野鳥の保護を目的に大阪南港野鳥園を開設しました。

野鳥観察の場として、自然に親しむ場として是非お越しく下さい。

- 住 所 大阪市住之江区南港北 3 - 5 - 3 0
- 最 寄 駅 ニュートラム 「トレードセンター前」 駅下車 徒歩約10分
地下鉄中央線 「コスモスクエア」 駅下車 徒歩約15分
- 問合せ先 大阪南港野鳥園 06-6613-5556
- ホームページ <http://www.osaka-nankou-bird-sanctuary.com/>



理事長あいさつ

理事長 井越 将之

初夏の候、皆様には、ご家族ともどもますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素から、共済組合の事務事業に格別のご理解を賜わり、心から厚くお礼申し上げます。

地方公務員共済組合制度は、昭和37年12月の発足以来、今日まで幾多の制度改正を経て、地方公務員とその家族の生活の安定や福祉の向上に大きな役割を果たしてまいりました。

現在、急速な少子高齢化の進展は、財政面、経済面などの各方面に少なからぬ影響を与えており、今後この傾向はますます顕著になることが予想されます。このような状況の中、公的年金制度の長期的な安定を図ることが大きな課題となっており、地方公務員共済組合制度を取り巻く環境は、従来にも増して大きく変化しようとしております。

公的年金制度の一元化につきましては、とりわけ被用者年金制度の一元化を進めるため、昨年12月に「被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議」と「与党年金制度改革協議会」において論点整理や方向性が示され、4月28日に閣議決定の報道がなされました。そのなかで職域加算と追加費用等については、抜本的見直しを検討すべきであるとされております。

今後、年金制度改正の動向を注視し情報収集に努めながら、引き続き関係機関との緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

このように地方公務員の共済制度は、今後大きく変化していくことが予想されますが、共済組合では、今後の制度改正の動向を見据え、退職後の暮らしを支える共済組合年金制度が大きな役割を果たせるよう全力を尽くしてまいりますので、今後とも皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

共済年金の改定について

年金額が0.3%引き下げられます

平成18年度の共済年金の改定は、平成17年平均の全国消費者物価指数が前年と比べてマイナス0.3%となったため、年金額が0.3%引き下げられることとなりました。この改定により6月支給期分（平成18年4月・5月分）からは改定後の年金額で支払われることとなります。

(注) これまでの共済年金の改定は、毎年¹の全国消費者物価指数の変動に応じた「物価スライド」により行われてきました（ただし、平成12～14年度は合わせて1.7%分減額するところ特例的に据え置かれてきました）。

平成16年10月からの法律改正により、このマイナス1.7%分を反映させることにより本来であれば年金額が引き下げられるところ、特例措置として物価が上昇しマイナス1.7%分が解消されるまでは、それまでの額が据え置かれることとなりました。これを本来の水準より1.7%かさ上げされているので「特例水準」といい、現在、皆様がこの「特例水準」の年金額を受給されています。ただし、この「特例水準」で受給している年金額は、物価が下落した場合は、年金額も下がることとなっています。

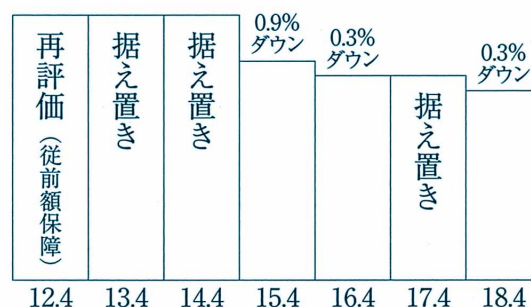
今回、平成17年平均の全国消費者物価指数が前年と比べてマイナス0.3%となったため、平成18年度の年金額が0.3%引き下げられることとなりました。

1. 新共済法による年金額の改定

(1) 基本年金額の改定

新共済法による年金額については、平成18年4月分以後定額部分、厚生年金相当部分及び職域年金相当部分の額等に改定率0.985を乗じることにより改定されます。

基本年金額



(2) 加給年金額等の引き下げ

退職共済年金等に加算される加給年金額等については、表-1のとおり引き下げられます。

表-1

	現行	18年4月より	
配偶者加給年金	228,600円	227,900円	
※特別加算	昭9.4.2～昭15.4.1	33,700円	33,600円
	昭15.4.2～昭16.4.1	67,500円	67,300円
	昭16.4.2～昭17.4.1	101,300円	101,000円
	昭17.4.2～昭18.4.1	135,000円	134,600円
	昭18.4.2～	168,700円	168,100円
子の加給年金（2人まで1人につき）	228,600円	227,900円	
子の加給年金（3人目以上1人につき）	76,200円	75,900円	
中高齢寡婦加算	596,000円	594,200円	

※退職共済年金を受ける方が表の左欄の生年月日であるときは、右欄の額が配偶者加給年金額に加算されます。

(3) 最低保障額の引き下げ

改定計算後の年金額が表－2の最低保障額より少ない場合は、表中の額が改定年金額となります。

表－2

		現行	18年4月より
障害基礎年金が支給されない障害共済年金の厚生年金相当部分の最低保障額		596,000円	594,200円
公務等 障害共済年金	1級	4,225,300円	4,212,500円
	2級	2,609,700円	2,601,800円
	3級	2,361,200円	2,354,100円
中高齢寡婦加算		1,056,300円	1,053,100円

(4) みなし年金額の改定

みなし年金額（昭和61年改正前の制度で算定した年金額）で年金額が決定されている場合は、新共済法の年金額が改定され、みなし年金額を超えるまでは年金額の改定はありません。

2. 裁定替方式による年金額の改定

(1) 基本年金額の改定

裁定替方式による年金額については、平成18年4月分以後定額部分及び給料比例部分の額に改定率0.985を乗じることにより改定されます。

(2) 最低保障額の引き下げ

改定計算後の年金額が表－3の最低保障額より少ない場合は、表中の額が改定年金額となります。

(3) 従前額保障の年金額改定

昭和61年4月1日現在において裁定替えされた後の額が、昭和61年3月31日現在の年金額より少ない場合は、その年金額が保障されています。（従前額保障）

この従前額保障の額で年金額が決定されている場合は、裁定替方式による年金額が改定され、従前額保障の額を超えるまでは年金額の改定はありません。

表－3

種別		現行	18年4月より
退職年金		1,071,600円	1,068,300円
遺族年金	公務外	794,500円	792,100円
	公務上 (遺族加算を含む)	1,850,800円	1,845,200円
障害年金	公務外	1級	1,311,000円
		2級	1,071,600円
		3級	794,500円
	公務上	1級	5,218,500円
		2級	3,404,300円
		3級	2,361,200円

退隠料・(大阪市職員互助組合 交通局互助組合 水道局互助組合) 互助年金の改定について

1. 退隠料・互助年金・恩給

退隠料・互助年金及び恩給の年金額は、本市条例に基づき恩給法に規定する恩給年額の改定の例により改定することとなっています。

しかし、平成18年度につきましては、この恩給年額が据え置かれることとなったため、退隠料・互助年金及び恩給の年金額についても据え置かれることとなります。

2. 通算退職年金

通算退職年金の改定は、公的年金の改定の例により、「物価スライド」によって行われます。平成18年度は、全国消費者物価指数が前年に比べ0.3%の下落となったことにより、年金額についても0.3%の引き下げとなります。

なお、平成12～14年度の特例措置として据え置いた1.7%の下落分については、今年度の改定に含まれません。

雇用保険との併給調整について

雇用保険法による失業給付の「基本手当」を受給すると、その間、特例による退職共済年金の一部が支給停止となります。(平成10年4月1日以降に受給権の発生した退職共済年金を受給している65歳未満の方が対象となります。)

◎ 支給停止される期間

公共職業安定所で求職の申込をした月の翌月から、基本手当の受給が終了するまでの期間です。(基本手当を1日も受給していない月はその月分の年金が支給されます。)

失業給付の「基本手当」を1日でも受給されますと、職域年金相当部分を除く年金が停止となります。その結果、基本手当よりも年金の停止額が大きくなる場合がありますので、請求される時はくれぐれもご注意ください。

※ 公共職業安定所に求職の申込をされる際は、必ず共済組合までご連絡ください。

届出が遅れますと、年金の払い過ぎが生じる場合があり、返還していただくこととなりますのでご注意ください。(届出用紙は共済組合にあります。10ページ参照)

障害基礎年金と退職共済年金等との併給について

平成18年3月以前は、障害基礎年金と退職共済年金の受給権がある場合や障害基礎年金と遺族共済年金の受給権がある場合については、同時に、複数の年金を受給することができないため、いずれか一つの年金を選択することになっていました。しかし平成18年4月からは障害を有しながら働いたことが年金制度上評価される仕組みとして、65歳以上の方で、障害基礎年金と昭和61年4月以降に決定した退職又は死亡を支給事由とする年金の受給権がある場合、同時に両方の年金を受給することができるように改正されました（選択替え開始は平成18年5月分から）。

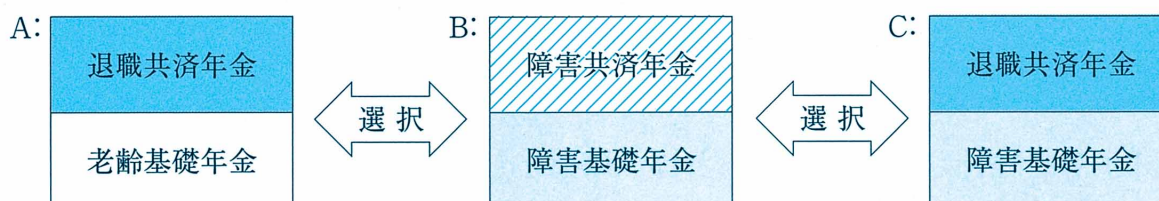
具体的には、次に掲げる年金の受給権がある場合になります。併給を申請される方は、共済組合給付係までご相談ください。

1. 障害基礎年金と退職共済年金（又は老齢厚生年金）
2. 障害基礎年金と遺族共済年金（又は遺族厚生年金）
3. 旧国民年金法の障害年金と退職共済年金（又は老齢厚生年金）
4. 旧国民年金法の障害年金と遺族共済年金（遺族厚生年金又は特例遺族年金）

（事 例）

同一の支給事由である障害等級1級又は2級の障害基礎・障害共済年金の受給権がある65歳以上の方で、老齢基礎と退職共済年金の受給権がある場合次のいずれかの組合せから選択することになります。

	老齢基礎年金	退職共済年金	障害基礎年金	障害共済年金
A	支給	支給	停止	停止
B	停止	停止	支給	支給
C	停止	支給	支給	停止



※AとB：平成17年度以前から受給することができる組合せ

※C：平成18年度から受給することができる組合せ

加給年金額について

昭和61年4月1日以降に受給権が発生した年金を受給されている方のうち、組合員期間が20年以上である方が、退職共済年金を受ける権利を取得した当時、その方によって生計を維持されていた次の①及び②に該当する方があるときは、加給年金額が加算されます。また、障害共済年金^(注2)においては、障害等級が1級または2級の方で、①に該当する方があるときに加給年金額が加算されます。

① 65歳未満の配偶者

- ② { ・ 18歳未満の子（18歳に達する日から最初の3月31日までの間についても該当します）
・ 20歳未満で障害等級1級・2級に該当する障害の状態にある子

加給年金額については、2ページの表-1を参照してください。

(注1) 昭和16年4月2日以降に生まれた方については、満額支給開始年齢に達した当時となります。

生年月日	満額支給開始年齢
昭和16. 4. 2～18. 4. 1	61歳
昭和18. 4. 2～20. 4. 1	62歳
昭和20. 4. 2～22. 4. 1	63歳
昭和22. 4. 2～24. 4. 1	64歳

※消防指令以下の消防職員の場合は6年遅れのスケジュールとなります。

なお、満額支給開始年齢に到達する日の属する月が偶数月の場合にはその前々月に、奇数月の場合には前月に共済組合より加給年金額対象者について調査票を送付いたします。

また、障害等級3級以上の障害の状態にある方または組合員期間が44年以上ある方については、支給開始年齢の特例があるため、加給年金額の加算年齢が異なります。

(注2) 「生計を維持されていた方」とは、原則として同居し、恒常的な収入が（給与収入の場合）年額850万円未満である方をいいます。

加給年金額の停止と消滅 ～届出が必要です～

停止になる場合

- ① 配偶者が、退職・老齢（加入月数が240月またはそれに相当するもの）や障害を給付事由とする年金を受給することとなったとき（ただし、国民年金の老齢基礎年金は除く）

※配偶者の年金が全額停止となっている場合、加給年金額は支給停止されません。

- ② 受給者本人が、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給することとなったとき

消滅になる場合

- ① 加給年金額対象者が死亡したとき
- ② 加給年金額対象者の恒常的な収入が年額850万円以上になったとき
- ③ 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- ④ 加給年金額対象者である子が配偶者以外の者の養子となったとき
- ⑤ 加給年金額対象者である養子縁組による子を離縁したとき
- ⑥ 加給年金額対象者である子が婚姻したとき
- ⑦ 加給年金額対象者で障害等級1・2級に該当する子が、その障害の状態でなくなったとき（18歳未満の子を除く）

☆ 加給年金額対象者が上記のいずれかに該当したときは、すみやかに共済組合までご連絡ください。届出が遅れますと、年金の払い過ぎが生じる場合があります、返還していただくこととなりますのでご注意ください。
(届出用紙は共済組合にあります。10ページ参照)

介護保険料特別徴収の対象範囲の拡大について

介護保険料の特別徴収とは、介護保険料を市区町村へ直接納付するかわりに、市区町村からの依頼に基づき、共済組合が年金から天引きすることです。

現在、対象者は、4月1日現在65歳以上の方で、年額18万円以上の退職年金、減額退職年金、又は通算退職年金を受給されている方のみですが、このたび、介護保険法が改正され、平成18年10月支給期より、現在の対象年金に加え、障害年金給付及び、遺族年金給付が追加されます。

詳しいことにつきましては、お住まいの市区町村の介護保険担当課にお尋ねください。

再就職による年金の支給停止について

●所得による制限●

退職や障害を給付事由とする年金を受給されている方（昭和12年4月2日以降生まれの方）が再就職により「厚生年金保険の被保険者」等になった場合の年金の支給停止制度は、次のとおりです。

※「厚生年金保険の被保険者」等とは次の方をいいます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者（第四種被保険者を除く。）
- (2) 日本私立学校振興・共済事業団の組合員
- (3) 国会議員または地方公共団体の議会の議員（昭和12年4月1日以前生まれの方も含む。）

支給停止額の計算方法

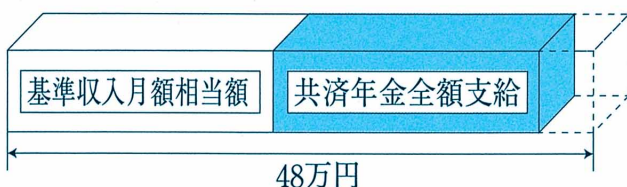
(注) 基準収入月額相当額と共済年金（職域年金相当部分及び加給年金額を除く）の月額合計額が48万円に達するまでは、満額の年金が支給され、これを超えるときは、その超過分の1/2の年金額が停止されます。

$$\text{◎支給停止額} = (\text{注) 基準収入月額相当額} + \text{共済年金の年額} \div 12 - 48\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

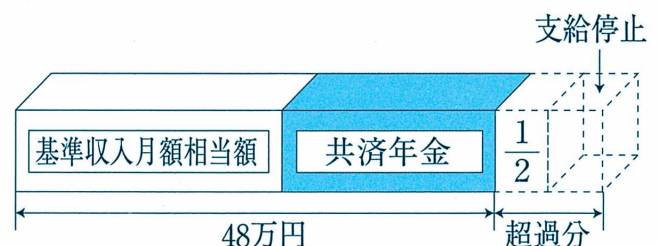
(注) 基準収入月額相当額…他の年金制度等に加入している月の前月における*標準報酬月額（上限：62万円）+その月以前の1年間の掛け金の標準となった期末手当等（各月の上限：150万円）の総額÷12

※標準報酬月額…本給と諸手当の合計額に基づき、「標準報酬月額表」の区分によって定められています。

◎合計額が48万円に達するまでは、
満額の年金が支給されます。



◎合計額が48万円を超える場合は、
超過分の1/2の年金額が停止されます。



所得制限における過払い防止にかかるプログラム改修について

現在、8月支給期における7月分の支給停止額は、6月の標準報酬月額と前月以前1年間（前年の7月から当年の6月まで）の賞与額に基づき計算しておりますが、社会保険庁からのデータ提供の日程上、6月の賞与額が反映されない場合がございます。この場合、7月分の支給停止額は正しく計算されず、過払いが発生し、10月支給期以降にてご精算させていただきます。

これを解消するため、この度、7月分の支給停止額を計算する際、6月の賞与額が反映されていない場合は、前々月以前1年間（前年の6月から当年の5月まで）の賞与額を用いることと変更させていただきました（翌支給期以降は、社会保険庁からのデータ提供に基づいて、前月以前1年間までの賞与額を用いて再計算を行います）。

【例】平成18年8月支給期において、平成18年6月に支給された賞与額30万円が反映されていない場合

年 月		17年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
賞与額				30万						30万						30万 未反映		
8月 支給期	6月分			←														
	7月分			←														→※

※…従来の計算方法による標準賞与額の取り方

- 平成18年6月分の支給停止額の計算に使用する標準賞与額
平成17年6月～平成18年5月までの1年間に支給された賞与額⇒60万（従来の方法で計算）
- 平成18年7月分の支給停止額の計算に使用する標準賞与額
平成17年6月～平成18年5月までの1年間に支給された賞与額⇒60万

※従来の計算方法では平成17年7月～平成18年6月までの1年間に支給された賞与額を使用するが、平成18年6月に支給された賞与30万円が反映されていないため、年金の過払いが発生していました。

ただし、実際に6月に賞与の支給が無かった場合であっても、前々月以前1年間（前年の6月から当年の5月まで）の賞与額を用いて計算しますので、支給不足となる場合もあります。この場合は、10月支給期以降にてご精算させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

なお、このような状況は、12月の賞与支給時においても、同様に発生することが予想されます。

今後とも、ご理解とご協力をお願いいたします。

必要な届出は忘れずに

ここでは、共済年金の各種手続きについてご説明します。次のような変更が生じたときは、共済組合までご連絡ください。

1. 失業給付の基本手当を受給するとき（4ページ参照）

「退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」に必要事項を記入し、雇用保険受給資格者証の写しを添えて提出していただくこととなります。

※平成10年4月1日以降に受給権の発生した退職共済年金を受給している65歳未満の方に限ります。

2. 加給年金額対象者に異動があったとき（7ページ参照）

「加給年金支給停止届」又は「加給年金消滅届」に停止・消滅事由を記入し、停止の場合は停止事由に該当する年金証書の写しを、消滅の場合は消滅事由に該当した年月日を証する書面（戸籍抄本等）を添えて提出していただくこととなります。

3. 再就職先を退職したとき（所得による制限により年金の一部が支給停止となっている方のみ）

「年金の所得による制限に関する退職届」に退職年月日等を記入し、退職された時の辞令、離職票、その他退職したことが分かる書類の写しを一部添えて提出していただくこととなります。

4. 転居したときや、住居表示が変更になったとき

11ページの「年金受給権者 住所変更届」を切り取り、必要事項を記入のうえ、転居後の住民票を添えて提出してください。

住居表示変更の場合は、郵便局の通信事務ハガキ「住所の表示変更通知」または市区町村長発行の「証明書」を住民票のかわりに添付していただいても結構です。

また、転居前の住所地の郵便局に郵便物転送の届出をしておいてください。

5. 姓名を変更するとき

「年金証書再交付申請書」に改姓後の戸籍抄本、改姓の手続きが完了した年金振込口座の預金通帳の写し、年金証書を添えて提出していただくこととなります。

6. 年金の振込口座を変更するとき

「支払金融機関変更届」に新口座を記入し、金融機関の証明を受けて提出していただくこととなります。（金融機関証明のかわりに預金通帳の写しを添付していただいても結構です。）

（注）口座を変更するには処理に2カ月程かかりますので、従前の口座は新口座に年金の振込があるまで解約しないでください。

◎ この他にも、2つ以上の年金を受けようになったときや、再就職されたときなどにも、手続きが必要となる場合がありますので、何らかの異動が生じたときは必ず共済組合までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、これらの各種手続きに関する届出用紙は共済組合にあります。

お問い合わせの際には、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について

会社員等の厚生年金と公務員等の共済年金の一元化案を盛り込んだ「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」が平成18年4月28日に閣議決定されました。その概要について以下のとおり掲載します。

1 被用者年金制度の保険料の統一

地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の保険料率が平成21年に統一された後も、平成22年以後毎年0.354%ずつ引き上げ、平成30年に厚生年金の保険料率18.3%に統一する。

2 追加費用

税負担を財源とする恩給期間に係る給付を減額する。ただし、受給者の生活の安定確保等の観点から、減額に当たって一定の配慮を行う。

3 職域部分

現行の公的年金としての職域部分を平成22年に廃止し、新たに公務員制度としての仕組みを設けることとし、諸外国の公務員年金や民間の企業年金及び退職金の実態について調査を実施し、その結果を踏まえ制度設計を行う。

ただし、現在受給している年金の職域部分については引き続き支給する。

4 制度的な差異の取扱い

共済年金と厚生年金保険の制度が異なる点については、遺族年金の転給制度の廃止、在職中の支給停止制度の統一等を行い、共済年金と厚生年金保険の制度を揃える。

上記の基本方針をもとに来年の通常国会に法案が提出される予定となっております。

キ リ ト リ 線

年金受給権者 住所変更届

※組合処理欄		

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

平成 年 月 日

届出者 (年金受給者)	年金証書 記号番号	フリガナ	
	連絡先	氏名	
	☎ ()	生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
新住所	〒		
	フリガナ	住所	

(注意) 提出にあたっては10ページの4の書類(住民票等)を必ず添付してください。

個人情報保護について

個人情報保護に関する基本方針

大阪市職員共済組合（以下、「当組合」と言います。）は、組合員（年金待機者を含みます。）及び年金受給権者の皆様やそのご家族の方々に関する個人情報保護について、「個人情報保護に関する法律」の施行を受けて、同法に基づく措置を的確に講じつつ、当組合が保有する個人情報の保護に万全を期します。

1. 個人情報保護に関する規程等の策定と継続的改善

当組合は、個人情報を適切に保護するための規程等を策定し、見直しを継続して行います。

2. 法令の遵守

当組合は、当組合が保有する個人情報に関して適用される法令その他の規範を遵守します。

3. 個人情報の取得と利用

当組合は、個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法などをあらかじめ組合員または年金受給権者等の皆様に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。

4. 個人データの第三者提供

当組合は、法令に定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することはありません。

5. 個人データの管理

当組合は、個人データの正確性を保持し、また個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩などを防止するため不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講ずることにより、これを安全に管理します。

6. 個人データの開示、訂正、利用停止等

当組合は、当組合が保有する個人データについて本人から開示または訂正または利用停止等の申し出があったときには、適切に対応します。

7. 組織及び体制

当組合は、個人情報管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うとともに職員に対して個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底します。

《個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先》

大阪市職員共済組合 庶務係 06-6208-7541～3

個人情報の利用

個人情報の利用については、年金の決定・給付に関する業務に限定しております。なお、社会保険庁・総務省・市区町村・業務遂行に係る委託業者等へ個人情報を提供する場合があります。

近況 《度・度（たびたび）の旅》

元 此花区役所 塩見 好世子



執筆者

早いもので退職者生活も14年になりました。当初は暇が出来たら色々したい事があるのではと考えたものの、ひたすら年月だけが早く過ぎるように感じている今日此頃です。ただ有り難い事に旅行に誘われた時などは自分の都合だけで参加をきめる事が出来ます。何事によらず誘いの声が掛かるうちが華だと思っています。

私の旅行のパターンは幾通りかあります。小さな旅行社が「親友会」と称してお得意さんだけの為に春は桜・秋は紅葉狩を目的にしたバスの一泊旅行。50数年来の親友がいつも誘ってくれますがプロの企画の割には花の匂がはずれてばかりで少々欲求不満になりますが、途中の昼食や夜の宴会も楽しく旅館も一流ばかりなので典型的な団体旅行として気に入っています。

次に旅行社主催の「日本の秘湯を守る会」の会員に入っている旅館に、発行から3年間有効でスタンプが10個になれば一泊の無料招待が受けられるという「日本の秘湯を歩く・スタンプ帳」を携えての日本の秘湯めぐりの旅で、夫とその友人夫婦の4人で年に2回程2ヶ所を目標にしています。夫はこれに勝手に「ペア旅行」というセンスの無い名前を付けています。この旅行の良い所は自分達で計画するので自由に行動出来る事です。宿泊場所だけを決め後は下車駅でまず観光案内所で地図や見所の情報を仕入れます。今年は1月に

福島県の奥土湯温泉を訪ねました。翌日駅の観光案内所で聞いた「今なら白鳥が来ているかも知れませんよ」という情報を頼りにタクシーに乗り「白鳥の居る所へ」と頼み、運転手さんのアドバイスにより白鳥へのプレゼントにコンビニで食パンを買込み「あぶくま親水公園」へ連れて行ってもらったら、びっくり、居るは、居るは、川面いっぱい白鳥と鴨が群をなしているではありませんか。早速パンを持って近づくとワッと寄って来て手から直接パンを食べてくれて結構人に馴れている様子でした。又この旅行にはいつも付録として夫が入れ込んでいる「郵便局めぐり」が付いています。何をするのかといえば各地の郵便局で貯金通帳に局名のゴム印を押してもらうというもので全国に同好者も多く『気まぐれ郵便貯金の旅（種村直樹著、自由国民社）』という本も出ています。さらに干支にちなんだ名前が付いている郵便局の写真を撮りそれで年賀状を作るという凝りようで他のメンバーもタクシーで観光中も郵便局を見かけると「止めて！」と叫び協力しています。私はといえば「道の駅」に立寄り色々土地の特産品を買うのが楽しみです。

更には退職者会で親しくなった方々との楽しい旅行もあります。何故楽しいのかといえば仲間と居ることで妻でもなければ母親でもなく、自然に若い頃の自分に戻っているからかと思えます。2月に北海道へ流氷を見るために行ったのですが、残念なことに今年は早く去ってしまった後でした。それでも阿寒湖では全面凍った湖の上でスノーモビルに乗りました。家族と一緒にいたらこんな思いきった事は出来なかったでしょう。バイクを運転してくれたお兄さんは「しっかり腰につかまって」といつてくれたけれど遠くのホテルの明りと月明りしかないので後でしがみ付いているのが古希が近いおばちゃんだとは思わなかっただろうと気毒に思いましたが、降るような星空の下での3000mの冒険が素敵でした。

文芸欄

俳句

熱爛や夜の屋台は懐旧談義
 紙コップ桜の花が浮かびおり
 妻笑顔カメラに写る花の昼
 風花の舞ひ群鳩の丸くなり
 大根引畝に残りしうつろ穴
 すぎる虫声細々と潜みけり
 花筏いづこまでゆく疎水かな
 日向ぼこ知らぬ間に落つ老眼鏡
 早春の大地に貨車の留め置かれ
 椰子の下気分は花見の宴なりし
 名月に寄り添い見ゆる火星かな
 風花や揚屋に維新の刀傷
 父祖の地に来て早春の鳥語聞く
 奈良盆地見下す遠嶺冬苦
 いくさ無き国ありがたし花の宴
 朝早く円になつてる棕の群れ

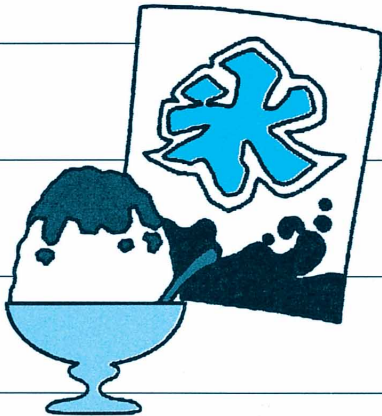
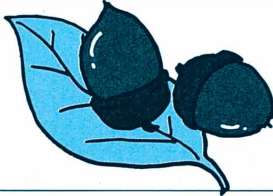
岩城量夫
 大宅勝
 大西喜代司
 国仙谷晴道
 坂部吉彦
 坂綱治義
 竹本勝
 寺野一芳
 仲西芳夫
 中嶋滋年
 廣橋俊雄
 福山直水
 堀内勲
 保田節子
 三本嘉夫
 富岡寿美子

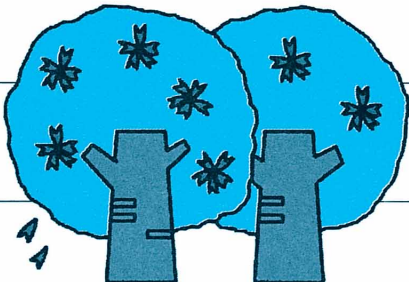
味噌汁が生きてる証くれる朝
 九条の平和求めてする署名
 ツバメ達平和な日本に帰ります
 定年が無いから母さんは宝
 みぎひだり人生寄り道も生きがい
 気配りを大事にしたい車間距離
 汗かかぬ奴ほど秘策聞きに来る
 絞られるターゲットです高齢者
 日本国モラルが欠けて怖くなり
 良き日本昭和のあなたへ置き忘れ
 犯罪をホームページが支援する
 年金は決議のたびに細くなり
 生きのびる今日正直の善を追う
 赤を着る百まで行けとおだてられ
 ボランテニア昭和ひとけた朝の靴
 日本晴れ今日も元気に過したい

門野隆司
 山本柳昌
 塩満敏
 坊農柳弘
 武田青道
 玉置重人
 手崎川童
 森村美花
 長谷川司
 中村喜楽
 芳鉄心
 中園功
 西岡洛醉
 斎藤三十四
 中原比呂志
 福居喜一

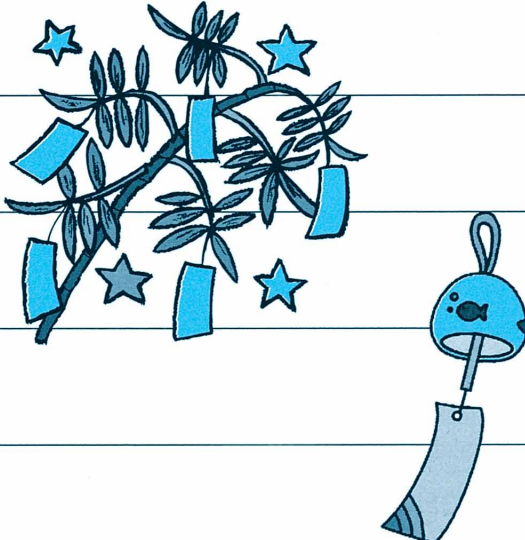

川柳

年金カレンダー（共済年金）

年月	年金支払日	その他
平成18年 6	15日(木) 年金支払日(4・5月分)	
7		
8	15日(火) 年金支払日(6・7月分)	
9		
10	13日(金) 年金支払日(8・9月分)	
11		中旬 「平成19年分 扶養親族等申告書」の送付 ※障害(共済)・遺族(共済)年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。 下旬 「平成19年分 扶養親族等申告書」の提出締切
12	15日(金) 年金支払日(10・11月分)	

平成19年 1		中旬 「平成18年度 現況届」の送付 ※一部の方のみ(詳しくは7ページをご覧ください) 「平成18年分 源泉徴収票」の送付 ※障害(共済)・遺族(共済)年金の受給者の方には、非課税のため源泉徴収票は送付いたしません。
2	15日(木) 年金支払日(12・1月分)	月上旬 「平成18年度 現況届」の提出締切 ※一部の方のみ ☆確定申告(2月16日～3月15日) ※手続き等に関しては税務署におたずねください。 なお、税務署は土・日・祝日は閉庁となっています。
3		
4	13日(金) 年金支払日(2・3月分)	
5		
6	15日(金) 年金支払日(4・5月分)	

年金カレンダー (退隠料・(大阪市職員互助組合・ 大 交 水 通 道 局 互 助 組 合) 互助年金)

年月	年金支払日	その他
平成18年 6	15日(木) 年金支払日(5・6月分)	
7		
8	15日(火) 年金支払日(7・8月分)	
9		
10	13日(金) 年金支払日(9・10月分)	
11		<p>中旬 「平成19年分 扶養親族等申告書」の送付 <small>※扶助料・恩給扶助料・遺族年金・障害年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。</small></p> <p>下旬 「平成19年分 扶養親族等申告書」の提出締切 <small>水道局互助組合の年金を受給されている方には12月中旬に送付し、1月中旬が提出締切となります。</small></p>
12	15日(金) 年金支払日(11・12月分)	
平成19年 1		<p>中旬 「平成18年度 受給権調査届」の送付 <small>水道局互助組合の年金を受給されている方には2月中旬に送付し、3月中旬が提出締切となります。</small></p> <p>「平成18年分 源泉徴収票」の送付 <small>水道局互助組合の年金を受給されている方には1月初旬に送付します。</small> <small>※扶助料・恩給扶助料・遺族年金・障害年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。</small></p>
2	15日(木) 年金支払日(1・2月分)	<p>上旬 「平成18年度 受給権調査届」の提出締切</p> <p>☆ 確定申告(2月16日～3月15日) <small>※手続き等に関しては税務署におたずねください。 <small>なお、税務署は土・日・祝日は閉庁となっています。</small></small></p>
3		
4	13日(金) 年金支払日(3・4月分)	
5		
6	15日(金) 年金支払日(5・6月分)	

退職後もご利用いただけます

大阪市健康保険組合の保養所及び特約旅館は、退職後もご利用いただけます。

○保養所 《食事内容により料金は変わります》

①ファインビュー白浜（旧 大阪市健康保険組合 白浜寮）

利用料金 平日 1泊2食 7,000円から

特定日（休前日等） 1泊2食 8,000円から

②ラ・ヴィスタ白浜（旧 大阪市交通局健康保険組合 厚生荘）

利用料金 全日 1泊2食 6,000円から

保養所の受付・お問い合わせ（①②とも）

ファインビュー白浜（電話 0739-42-2751）

《宝塚寮については、平成18年3月末で閉鎖しました》

○特約旅館（31ヶ所）

泉郷（山梨県他22カ所）・メルヴェール箱根強羅（神奈川県）・白樺高原ホテル（長野県）・池の平ホテル（長野県）・白馬アルパインホテル（長野県）・純和風ペンション銀（長野県）・ホテル花更紗（岐阜県）・鷲ヶ岳高原ホテル（岐阜県）・タラサ志摩ホテル&リゾート（三重県）・メナード青山リゾート（三重県）・かつうら御苑（和歌山県）・花游（和歌山県）・クアハウス白浜（和歌山県）・中の島（和歌山県）・はまづめ荘（京都府）・琵琶湖リゾートクラブ（滋賀県）・メルヴェール有馬（兵庫県）・ギャラクシー淡路リゾート（兵庫県）・川本屋（兵庫県）・民宿なかむら（兵庫県）・やなぎ荘（兵庫県）・井つつや（兵庫県）・美弥づ（兵庫県）・ホテル作州武蔵（岡山県）・湯郷観光ホテルかつらぎ（岡山県）・ホテルリマーニ（岡山県）・せとうち児島ホテル（岡山県）・石山花壇（岡山県）・森のホテルロシュフォール（岡山県）・鹿島荘（香川県）・土佐御苑（高知県）

お問い合わせ 大阪市健康保険組合 庶務係（電話06-6208-7585）